

函館空港利用者利便向上協議会規約

制定 平成 22 年 3 月 10 日

（名称）

第 1 条 本協議会は、函館空港利用者利便向上協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 協議会は、空港法第 3 条に規定する「空港の設置及び管理に関する基本方針」に沿って関係者が相互に連携及び協力し、函館空港の利用者の利便の向上を図ることを目的とする。

（構成員）

第 3 条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

（議長）

第 4 条 協議会に議長を置き、函館空港事務所長をもって充てる。
2．議長は、協議会を代表し会務を総理する。

（事務局）

第 5 条 協議会の事務局は、函館空港事務所に置く。

（招集）

第 6 条 協議会は、議長が招集する。
2．構成員は、議長に対し、協議会の招集を要請することができる。

（運営）

第 7 条 協議会は構成員の過半数の者が出席しなければ、開催することができない。
2．協議会の議決案件は、出席している構成員全員の同意によれない場合には、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
この場合において、議決案件に直接関係すると議長が判断する構成員の同意が得られなければ、当該議決案件は否決されたものとみなす。

（幹事会）

第 8 条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会のもとに幹事会を置くことができる。
2．幹事会の組織及び運営については、議長が別途定める。

（専門部会）

第 9 条 協議会の目的に沿った専門的な事項を協議するため、協議会のもとに専門部会を置くことができる。

2 . 専門部会の組織及び運営については、議長が別途定める。

(庶 務)

第 1 0 条 協議会の庶務は、事務局において行う。

(雑 則)

第 1 1 条 協議会は、会費を無料とする。

2 . この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議決をもって定める。

附 則

この規約は、平成 2 2 年 3 月 1 0 日から適用する。

附 則 (一部改正)

この規約は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は、平成 2 2 年 6 月 1 日から施行する。

別 表

構 成 員
東京航空局 函館空港事務所 所長
函館空港ビルデング(株) 総務部長
全日本空輸(株) 東京空港支店 函館空港所 所長
(株)日本航空インターナショナル 函館支店 函館空港所 所長
北海道国際航空(株) 函館空港所 所長
(株)大韓航空 函館空港事務所 所長
(財)空港環境整備協会 函館事務所 所長
(社)函館地区ハイヤー協会 専務理事
函館地区バス協会 会長
函館地区レンタカー協会 会長
函館空港民間駐車場協議会 会長
北海道開発局函館開発建設部 築港課 課長
北海道開発局函館開発建設部 函館港湾事務所 所長
北海道運輸局函館運輸支局 支局長
函館市 港湾空港部 部長
北海道渡島総合振興局 地域政策部 部長
(社)函館国際観光コンベンション協会 専務理事
函館商工会議所 専務理事